

保護者の方へ

子育て支援課

幼稚園におけるアレルギー対応について（お願い）

平成 23 年 3 月に厚生労働省より【保育所におけるアレルギー対応ガイドライン】が示され、それに基づき山武市でもお子様が安全・安心な園生活が送れるように、【山武市立こども園・幼稚園におけるアレルギーマニュアル】を作成しました。お子様の安全・安心な園生活のために、以下の点につきましてご理解・ご協力をお願いいたします。

1. 「アレルギー状況調査票」の提出について

幼稚園での健康管理のため、お子様のアレルギー疾患について調査させていただきます。幼稚園入園時、及び以下のアレルギー疾患について診断を受けた場合は「アレルギー状況調査票（様式 2-1 新規用）」を必ず提出してください。

気管支喘息	アトピー性皮膚炎	アレルギー性鼻炎
アトピー性結膜炎	花粉症	食物アレルギー
その他（ハウスダスト、動物、金属、薬物など）		

※年度途中でアレルギー疾患であるとの診断を受けた場合は、担任までお知らせください。

2. 「生活管理指導表」の提出について

- (1) アレルギー疾患による特別な配慮（除去食の提供や薬の預かり等）が必要となる場合は、医師の証明がある「生活管理指導表」の提出が必要です。
- (2) 幼稚園職員及び担当課職員がアレルギー状況調査票の内容を確認後、保護者面談を実施します。面談内容により、生活管理指導表の提出が必要であると判断した場合、保護者へ生活管理指導表をお渡ししますので、医療機関（かかりつけ医）を受診し、生活管理指導表の記載を依頼してください。なお、生活管理指導表作成にかかる必要経費については、保護者負担でお願いします。
- (3) 生活管理指導表に基づかない特別な配慮（除去食の提供や薬の預かり等）はできません。
- (4) 幼児期は、成長の過程によりアレルギー疾患の状況が変化します。その子どもに応じた適切な対応を実施するために、生活管理指導表は原則 1 年に 1 回、更新したものを提出してください。また、診断内容が変わった場合は、随時生活管理指導表の提出をお願いします。
- (5) 医師が記入した生活管理指導表に基づき、再度保護者面談を行います。アレルギー疾患の詳細を協議し、幼稚園での対応を決定します。

3. 給食の対応について

- (1) 給食は「完全除去」か「完全解除」のどちらかで対応します。微量なアレルゲンでアレルギー症状を発症する場合は、給食の対応ができません。ご家庭からお弁当の持参をお願いします。

- (2) 幼稚園給食には「通常食」と「除去食（卵・乳・甲殻類除去食）」の二種類があります。
- (3) 給食の調理については業者に委託しているため、除去できる食材は「卵（鶏卵・魚卵）・乳・甲殻類（えび・かに）」となり、卵・乳・甲殻類を含むすべての食材をまとめて除去します。卵・乳・甲殻類を個別に除去することはできませんのでご了承ください。
- (4) 卵・乳・甲殻類以外の食材除去については、保護者面談時に詳細を確認し、対応について協議させていただきます。
- (5) 除去食により栄養価が不足する場合は、家庭の食事でも補うよう配慮をお願いします。
- (6) 医師から許可があり、食物除去の解除をする場合には「アレルギー除去解除申請書（様式4）」を提出してください。なお、アレルギー除去解除申請書の提出により完全解除対応となりますので、必ずご家庭で複数回食べて、症状が誘発されないことを確認してから提出してください。

4. お弁当を持参される場合について

- (1) 材料は新鮮なものを使い、当日によく火を通し、さましてから容器に入れてください。
- (2) お弁当の受け渡しは、幼稚園と調整した方法に沿って実施して下さい。

5. 薬をお預かりする場合について

- (1) 薬は、アレルギー疾患を診察している主治医が処方した薬（処方薬）に限ります。
- (2) 処方薬を幼稚園に預ける場合は「くすり依頼票（アレルギー・慢性疾患用）」または「くすり依頼票（外用薬用）」を提出してください。その際、くすり依頼票に記載されている投薬についての注意事項をよくお読みください。
- (3) 処方薬をお預かりする場合は、保護者面談時に詳細を確認させていただきます。
- (4) 緊急時に備えた処方薬として、「エピペン®」をお預かりする場合は、主治医や消防機関との連携が必要になります。保護者面談時に緊急時の対応について確認させていただきます。

6. 体調不良時の対応について

- (1) 体調不良時はアレルギー症状を誘発する恐れがあります。体調に変化が見られる時は担任にお知らせください。
- (2) 体調に合わせた除去食対応はできません。体調によりアレルギー症状を誘発する恐れがある場合は、お弁当の持参をお願いします。

7. 個人情報管理について

- (1) 幼稚園における日常の取り組みおよび緊急時の対応に活用するため、アレルギー疾患に関する書類等お預かりした情報は、幼稚園職員及び山武市役所担当課で共有させていただきます。
- (2) 緊急時には、お預かりした情報を必要機関（消防署・病院等）に提供させていただきます。
- (3) また、緊急時に備え、お預かりした情報をあらかじめ必要機関（消防署・病院等）に提供させていただく場合があります。